

第 110 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 22 年 9 月 9 日 (木) 13:30～21:00  
 場 所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室 (4F)  
 出席者 (委員) 松本(誠)、池淵、奥西、川谷、村岡、長峯、岡田、佐々木、田村、土谷、中川、山仲  
 (河川管理者) 松本、土居、野村、杉浦、勝野、長尾、志茂、吉栖、平塚、川野、吹田、山内、前田、  
 伊藤  
 (コンサルタント) 村上、梶谷、富士川

内容 (協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画 (原案) 等の審議の進め方について

武庫川水系河川整備計画 (原案) 等の審議の進め方について協議し、以下のことを確認した。

(1) 今後の審議スケジュールについて

① 第 68 回流域委員会において、整備計画 (原案) 等の審議を終了し、答申書 (素案) について審議する。  
 答申書の確定は、同委員会での承認を経て、第 111 回運営委員会 (9/21) で行う。

(2) 第 68 回流域委員会の議事内容及び審議の進め方について

- ① 第 60 回～第 67 回流域委員会で議論し、確認した事項を集約した審議結果の整理表 (案) の内容確認を行う。
- ② 県は、第 110 回運営委員会での整備計画 (原案) 等の修文作業の結果について、各委員からの修文論点に関する意見とそれに対する県の考え方を整理した整理表および、整備計画 (原案) の改訂版等を配布して報告し、質疑応答を行う。
- ③ 県は、整備計画 (原案) における継続検討課題の記載について、第 110 回運営委員会での審議結果にもとづき内容等を修文のうえ、記載に至った経緯やその位置づけも含めて説明し、質疑応答を行う。
- ④ 上記②③を踏まえて、整備計画 (原案)、推進計画 (県原案)、資料編について最終審議を行い、記載内容を確定する。
- ⑤ 委員会の答申内容について、委員長が起草する答申書 (素案) をもとに審議するとともに、素案の修正等、答申書の最終的な確定については運営委員会に一任することを確認する。
- ⑥ 以上をもって、整備計画 (原案) の流域委員会での審議を終了する。

(3) 第 60 回～第 67 回流域委員会における審議結果 (資料 2) について

① 第 60 回～第 67 回流域委員会の審議結果は、資料 2 に記載の内容 (全ての記載項目を網掛け) で妥当であることを確認した。

(4) その他

- ① 県は、第 68 回流域委員会で整備計画 (原案) に関する審議が終了する見込みであることについて、報道機関に事前に記者発表を行う。
- ② 整備計画案に関するパブリック・コメント (10 月予定) をおこなった後、意見があった場合には整備計画案の修正等の取り扱いについて拡大運営委員会を開催し、パブリック・コメントの実施結果や修正点等について報告する。(時期未定)

## 2 河川整備計画(原案)等の修正(案)について

県より、「河川整備計画(原案)等の修正論点と修正(案)に関する資料」(資料 3-1~3-5)について説明の後、各修正論点についての修正内容を確認し、以下のとおり全ての項目について合意した。

修正に関する論点項目		確認事項
整備目標	あふれることを記載	修正案(資料3-3)で合意
	整備期間の「概ね」の必要性	修正案(資料3-3)を再修正することで合意 *「概ね」を削除
	地球温暖化の記述追加	修正案(資料3-3)で合意
流量配分	三田地区を計画に位置づける	修正案(資料3-3)で合意
環境対策	適正な維持流量の確保	修正案(資料3-3)を再修正することで合意 *P64 L4 「渇水時の」を削除
推進体制	流域連携	修正案(資料3-3)を再修正することで合意 *P81(3)「自律的なネットワークとの連携のあり方の検討」の修正等
	進行管理関連(フォローアップ、5年毎の整備スケジュールを記載、PDCA サイクル)	修正案(資料3-3、3-5)を再修正することで合意 *資料編 1-14「武庫川水系河川整備計画の着実な推進を図るしくみ」の修正等
その他	モニタリングの目的の修正	修正案(資料3-3)を再修正することで合意 *景観のモニタリング等を追記
	項の入替え	—

### (主な意見等)

#### (1) 整備期間の「概ね」の必要性について

- 20年経った段階で検証しないといけない。「概ね」という記述があると完了するまでずるずるやるというように取れる。「概ね」という記述を削除して、何年ときっちり決めるべきである。時代がそうになっている。
- 「概ね」は外すこととする。(県)

#### (2) 地球温暖化、モニタリングについて(資料3-3 P.81)

- 地球温暖化にも留意した必要な観測データというのは、どんなものをイメージできるのか。難しいテーマである。水質や水温の変化等いろいろある。必要な観測データとくくってしまっているのか。
- 1つのデータでとらえられるものではないが、データの収集の一環として計測しておくということ。局地的な情報だけでは判断できない。(県)
- 瀬・淵のモニタリングとは何か。何をモニタリングするのかもう少し説明が必要ではないか。
- 環境2原則の目的どおり再生されているかというものを見ていかないといけない。面積か箇所数か、定量的か定性的か、具体的なことは実施の段階での判断となる。(県)
- 景観のモニタリングというものも必要ではないか。工事後の景観が今の景観と比較してよくなったかということはモニタリングしていく必要がある。今回の整備計画でも環境という生物の印象が強いが、それだけではないと思う。
- モニタリングの1段落目のあとに、「また、モニタリングで集めた情報の一部を進行管理と情報の共有を図るために活用する」を加えてはどうか。情報共有や進行管理に活用できることを言うておきたい。

#### (3) 適正な維持流量の確保について(資料3-3 P.63~P.64)

- P.64で、「地下水涵養は、渇水時の河川流量確保に寄与する」とあるが、渇水時に限らない。
- 第67回流域委員会で意見のあった地下水位の維持についてはどうか。
- 地下水位を維持するというのは非常に難しいことであるため、今回の修正には反映させていない。委員の

意見の趣旨としても井戸を掘って地下水を河川水の補給に使うという誤解が生じないようにとのことであった。(県)

- ・ 生瀬橋地点の横断形状は非常になめらかであるので、滲筋がきちんとできるかということを見ると、正常流量はもう少し高い値にしておいたほうがよいのではと思う。
- ・ 正常流量は最低限維持する流量ということで、それで満足ということではない。より豊かな流量の確保を目指す旨、修正している。(県)
- ・ 維持流量がどのように決められているかは非常にわかりにくい。正常流量の手引きに相当する武庫川独自の維持流量の考え方というものを県に開発してほしい。
- ・ 正常流量の手引きも、新たな知見に基づき改定されていくものと考えている。(県)

#### (4) 流域連携について(資料 3-3 P.79~80)

- ・ 「企業」ではなく、企業も農業・漁業等も含めた「事業者」ということではないか。企業というと範囲が非常に狭い。また、整備計画は県が作成して県がどうするかということを書いているので、ひっくるめて行政とするのではなく、流域市と県と分けて書くべきである。主体が明確でない感じがする。
- ・ (3)については“流域ネットワーク”とすべきである。また、連携するのではなく、連携のあり方を検討するとしているところはおかしい。支援するとともに流域市と一緒に連携を追求するとはっきり言い切れればどうか。
- ・ (3)については2つの段階がある。流域ネットワークがいま存在しているわけではないため、河川管理者のパートナーとなり得る対等な存在になっていかなければならない。県はそれを支援する必要がある。流域ネットワークとしての機能を発揮できるように育ったら、パートナーとして対等・協力の関係でやっていくということである。
- ・ 流域連携の⑤として、P.75 の良好な景観の保全・創出のところの「地域のまちづくりに合わせた川の景観づくり・・・」という文章をいれてほしい。
- ・ P.80 の(3)の「上記の支援策を通じた」はいらないので、「武庫川づくりのパートナーとなる多様な主体の参加する自律的な流域ネットワークの形成を支援するとともに、流域市と一緒に連携を進める」とすればよい。県と流域市の役割は分けて書くべきである。
- ・ 流域連携については、県、各委員で考え方がいろいろである。武庫川ではどのようなスタイルでやるのがいいか検討した上で連携していく必要があると思う。それゆえ、ここでは“あり方を検討する”という表現にした。“検討し、具体化を図る”という書き方にするのはどうか。(県)
- ・ 流域連携の上から2行目に大学研究機関というのを入れてはどうか。あるいは教育機関といったようなものをに入れてはどうか。

#### (5) フォローアップについて(資料 3-3 P.81) (資料 3-5 資料 1-14)

- ・ 資料編の 1-14 の図でP(実施計画)となっているが、整備計画がどのように進行するのかをフォローするのがフォローアップ委員会。フォローするのは整備計画なのか実施計画なのか明確にする必要がある。
- ・ 整備計画である。資料編のPは、最初の欄の「実施計画」ではなく、「計画」と修正する。(県)
- ・ 資料編の 1-14 の図についてフォローアップ委員会の役割は分かりにくいので修正が必要。①はPDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理のしくみについて、②と③は順番入れ替えて、②は毎年度の施策や事業の実施状況について、③はPDCAサイクルの仕組みによる点検評価の結果について。その下の地域住民の情報発信の矢印は、地域住民からの発信もあるので、両方からしておいたほうがよいと思う。県からの報告については、「実施状況及び点検評価の報告」と説明を入れたほうがよい。
- ・ 資料 1-15 の工程表については、もう一段階ブレイクダウンしたメニュー表で期間を入れてほしい。また、減災対策のメニューについても期間を入れてほしい。この表は整備計画が出来た後に拡充されるというのをどこかで担保してもらいたい。
- ・ PDCAを回すためには、この工程表を具体化する必要があるので、資料 1-14 のフォローアップ委員会の役割の①で考える。役割①を示していることが担保になっていると思う。(県)
- ・ Pを「計画」にすることだが、「整備計画」としてはいけないのか。DOがどの部分をやるかの話であるから、「整備計画」とした方がよいのではないか。フォローアップの出発点は整備計画である。

- ・ 「整備計画」とするならば、意見反映のふき出しの中の表現も変える必要がある。
- ・ ふき出しの中の表現は「次のサイクルへの反映」でよいのではないか。
- ・ 整備計画のP1の※3には、PDCAがPlan、Do、Check、Actionの略であることがわかるように説明書きをいれていただきたい。
- ・ 本文P81の「情報の共有化を行う」はおかしい。「情報の共有化を図る」もしくは「情報共有を行う」としてはどうか。

### 3 継続検討課題の取り扱いについて

委員長が作成した「第5章（調査・検討課題）の位置づけと記載内容（修正案）」（資料4）と、県が作成した「付記 河川整備基本方針の目標達成に向けた主な検討事項」（資料3-3 P82~84）をもとに、継続検討課題の位置づけ、記載場所、記載内容等について議論を行い、以下のことを確認した。

- ① 継続検討課題を整備計画本文に記載することについて各委員の意向を確認した結果、1名の委員を除いて賛成であったため、委員会としては本文に入れるという判断とする。少数意見は議事録に残す。
- ② 県が作成した「付記」の記載は詳しすぎるため、表などは削除して、簡素化することとし、詳しい内容は資料編に入れるという形にする。
- ③ 県は継続検討課題として現在記載している項目以外に、今次整備計画期間中に検討が必要な課題についてピックアップして追記する。
- ④ 県は本日の議論を踏まえて、付記の内容を修正のうえ、全委員に送付して、意見がある場合は可能な限り第68回流域委員会までに提出してもらおう。
- ⑤ 「付記」という表題の取り扱いについては、第68回流域委員会で再度議論したうえで確定する。

（主な意見等）

#### （1）継続検討課題の記載について

- ・ 第67回流域委員会の議論を整理した結果、記載の仕方については、本編に章を設けて記載するという意見と、本編に章に代わる表記で最後に記載するという意見、本編記載には反対という意見の3つの意見に分かれる。14人中13人は本編記載、この13人のうち4人を除いては「章を設けて記載する」という意見だった。資料編に記載したほうがよいという意見が1人。全員の意見ではないが、この整理からすると本編に記載したほうがよいという意見が多数になるのではないかと思う。
- ・ 県案の「付記」について、3点意見を申し上げる。1点目、県が本文に継続検討課題を提示する以上は、本委員会で、提示に至ったプロセスも含めてきちんと説明いただきたい。2点目、県の提案では付記という位置づけで提示しているが整備計画という20年の計画において付記とした3ページの意味は何なのかをきちんと確認させていただきたい。本文の前の方の記述とつぎ合わせると、明らかに踏み込んだ内容になっている。3点目は、整備計画全体として非常に大きく後退している。例をあげると、検討項目が抜けている。その上で県の意思として主な検討項目はこれだけだと挙げている。また、目標達成に向けた検討事項として量の話しか書いていない。基本方針の目標は量ではないということで議論し、一緒につくってきた。これが主な検討内容であると示し県としての優先順位を明記しているが、きちんと説明してもらわないと委員として理解できない。到底支持できるものではない。
- ・ 県の責任でこの資料を作ったことは間違いないが、既存ダムの内容は資料編に書かれている文章をそのまま持ってきているので、これまでの説明と異なっているわけではない。（県）
- ・ 今回の資料には「進める」とまで書いている。私の意見としては継続検討のくだりは外してほしいというものであったが、政治的背景等いろいろあるのだろうと理解し、修文意見として出さなかったし、あのパラグラフを含めて原案全体として評価してきた。この付記の3頁が入る形での原案ならば、意見は全く変わる。
- ・ 今の流域委員会が、この整備計画を議論している時に次の整備計画に考え方を引き継いでほしいというのはまともな考え方なのか。次期整備計画を検討する段階でそのときの状況にあった検討をしてもらうことに期待するなら記載方法は変わってくる。こうしてほしいということを書き込むのは疑問がある。
- ・ 最初に基本方針を目指してというように、アップしていく形の言葉が出てくると引き継いでいくようにと

らえてしまう。今期整備計画はこれ一本でいきますということにしないといけないのではないかと思います。

「段階的整備」や「目指して」等の表現は避けるべきではないか。

- ・ 委員長の審議メモ（資料4）の最初の2行に意義があるから、第5章が必要だと理解している。この2行が必要であるなら、第5章が必要であると思う。必要ないのであれば、第5章は必要ないと思う。
- ・ ここで挙げられている重要な課題の優先順位について、委員会で検討したかという疑問である。基本方針で述べられていることを改めてここでピックアップする意味を明確にしないと、位置づけはできない。
- ・ 記載項目については、整備計画の検討過程で議論されてきて必要だと認識してきたものであり、県もその認識を共有したから提言に基づいて原案づくりをしてきたが、間に合わなかったというのが現実。優先課題を一から議論する話ではない。
- ・ 資料4は提言書の内容を書かれているのか。検討を進める項目がなぜこの6項目になったのか。（県）
- ・ これらはかなりの時間とエネルギーをかけて検討してきた内容であるから、重要であると認識している。計画に組み入れるだけの条件が整わなかったから合意に至らなかった。検討はしてきたが、その検討では不十分であるから、先送りにしたということではないか。そうした継続検討課題について、どこでどのようにまとめるかということについて議論してきた。資料4の案は、これまでの議論の経過を踏まえ、全体委員会での議論を踏まえたうえでの調整案である。
- ・ 流域対策や防災調整池について、入っていないものは他にもたくさんあることを申し上げていた。できるだけ原案に入れたいという思いで具体的な修文の提案も出し、原案の修文のやりとりや意見交換の中でクリアしてきたと思っている。前回の委員会の意見の中では、5章として書くか書かないかという整理では13人と1人であるが、いくつかの条件がつくにしても、これを記載することに賛成という意見の方が8名、それ以外の意見が5名と理解している。県の方でも議事録をしっかりと確認したほうがよい。
- ・ 基本方針に向けて段階的に進めていくということであるから、次期整備計画に向けて検討課題をまとめておくことは必要であると思う。今期計画に入っていない事項については、いろいろなレベルがあると思う。レベルごとに色分けして、次期整備計画に向けて何を検討していけばよいのかということ県の方で考えていただきたい。重要なのは優先順位ということではなく、一括して主な内容を考えていくことである。
- ・ 既存ダムや新規ダムは今期計画には入れられないが継続検討するという性質のもの。水田貯留や雨水貯留は、カウントはできないが実施するという性質のものであったので、性質が違うものである。実施するのは継続検討から外したほうがよいのではないか。
- ・ 水田は推進計画にいられているので、継続検討のところに入れると内容が重なってくるものになる。（県）
- ・ 章を設けて検討課題を書くというのはプレッシャーを感じていただきたいという意味もある。重要な課題であるという認識をもって検討していくのだという意思確認のためにも、記載しておくべきである。
- ・ プレッシャーを感じていただく方向が違う。ダムを検討する調査費をつけて人員をさいてやっていくことにプレッシャーを感じていただくのではなく、水害リスクの把握と評価を含めたことなどに対してこそプレッシャーを感じていただきたい。この整備計画で何を指すのかということが問われている。
- ・ いろいろな意見がある以上、議論して検討していかなければいけないが、一部の意見だけ書くというようなことがないようにしないといけない。
- ・ 答申書の中に継続課題について記載するのであれば、整備計画の中には、記載する必要はないと思う。資料編にも必要ないと思う。
- ・ 資料4のはじめの2行には問題があると思う。今回の治水対策は最良の選択をしたつもりである。この文章だとダムが間に合わなかったから仕方なく河道掘削を選択したように誤解される。仮にダムの合意形成が間に合ったとしても今回は河道掘削を選択していたと思う。（県）
- ・ たまたまこの委員会で話題に上がらなかったから入っていないものも同じレベルで調査検討していかなければいけない。たまたま話題になったことを継続課題として重要だと位置づけるのには疑問である。
- ・ 継続検討課題として明記するのは、検討や関係機関との計画への合意に長時間を有する、いわゆるリードタイムの長い課題を挙げている。これらは、今期整備計画の期間中に調査検討を進めないと、またぞろ先送りになりかねない。
- ・ 少なくともこれまで、本文に入れることに抵抗してきた県がこのような資料を出してきたので、中身の話としてつめていってもよいと思う。

- 既に原案の中で既存ダムと新規ダムについての検討が必要であるということは明記している。流域対策についてはそれなりの方向性が原案に入っている。これ以上検討課題について本文に書く必要性を感じない。
- 今の意見は個人の意見として受け入れるが、委員会としては、何らかの形で本文に入れるということで議論を進めていく。内容については、本文にはできるだけ簡略化して記載するという方向でつめていく。

## (2) 継続検討課題の個々の記載内容について

- 既存ダムのところに母子大池と青野ダムとの関係のことを入れていただきたい。
- それは一部の意見ではなかったか。そういった重みの違いを区別すべきであると思う。
- 既存ダムの治水活用は、千苅は具体的に課題が記載されているから単独で記載する。その他の既存ダムについても治水活用の可能性と拡大について検討するという表現にすればどうか。溜池もその中に含まれているということにすればよいのではないか。
- 県の所有地以外に他の遊水地についても具体的に列挙しなくてよいが、その他の遊水地の候補地についても利用の可能性を検討するといったことを入れてはどうか。
- これまでの話で、三田あたりでは無理だという話になっていたと思う。そのことも含めて今後検討するか。要するに、既存ダムを検討すれば、遊水地についても同じレベルでの検討が必要となる。書いておくことに問題はないが、書き始めるときりがない。遊水地の拡大については記載しないほうがよい。
- 地下水の調査は確かに一つの目的ではあるが、水循環の機構を解明するのが本論ではないか。その中にはもちろん地下水も含まれる。

## 4 整備計画原案に対する答申書（骨子案）について

「武庫川水系河川整備計画原案に対する答申書（骨子案）」（当日配付資料）について委員長から説明があり、以下のことを確認した。

- ① 答申書（骨子案）について各委員は、項目の過不足を含めて修正意見を委員長あてに提出する。（提出期限：9月13日（月）未明まで）

### ◆ 第110回運営委員会配付資料

（第68回流域委員会の審議の進め方について）

資料1 第68回武庫川流域委員会次第（案）

（武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する論点審議の審議結果）

資料2 第60回～第67回流域委員会における審議結果の整理表（案）

（河川整備計画（原案）等の修正について）

資料3-1 武庫川水系河川整備計画（原案）等の修文論点に関する委員意見書

資料3-2 武庫川水系河川整備計画（原案）等の修文論点に関する委員意見の整理表

資料3-3 武庫川水系河川整備計画（原案）〔9月16日時点修正案〕〈見消版〉

資料3-4 武庫川流域総合治水推進計画（仮称）【県原案】〔9月16日時点修正案〕〈見消版〉

資料3-5 武庫川水系河川整備計画（原案） 資料編〔9月16日時点修正案〕〈見消版〉

（継続検討課題について）

資料4 第5章（調査・検討課題）の位置づけと記載内容（修正案）

（住民からの意見書）

資料5 住民からの意見書

（アンケート）

資料6 第67回 武庫川流域委員会アンケート

（当日配布資料）

- ・河川整備計画策定までのスケジュール
- ・武庫川水系河川整備計画原案に対する答申書（骨子案）